

令和3年5月6日

保護者各位

知名町立田皆中学校
校長 井上 哲志

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、御清祥のことと存じます。

標記の件について、本町からの要請を受け、臨時休業を行うとともに、生徒の島外渡航等の自粛をお願いすることにしました。

つきましては、臨時休業中の学校行事及び登校日等は、下記のとおり実施する予定です。本趣旨を御理解いただき、家庭においての御協力をお願いします。

記

1 臨時休業について

(1) 期間 令和3年5月6日（木）から令和3年5月8日（土）までの間

(2) 留意点

ア 保健管理について

新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるということを生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようにしてください。また、自宅においても、毎朝の検温及び風邪症状の確認、手洗いや咳エチケット等の感染症対策をお願いします。

(3) 過ごし方について

ア 学習について

生徒は、連休中の各教科からの学習課題に計画的に取り組むようにしましょう。保護者の皆様の御理解と御協力をお願いします。課題は、5月10日（月）に提出してください。

イ 部活動について

5月1日（土）～5月11日（火）の期間は中止としています。

2 生徒の自宅待機について

ア 生徒とその家族や親戚等が臨時休業中に島外に渡航する場合、または島外からの帰宅者がある場合は、保護者は事前に学校に連絡をしてください。

イ 児童生徒本人が臨時休業中に島外へ渡航した場合、帰島した翌日から2週間の自宅待機とします。取扱いは、「出席停止」とします。

ウ 児童生徒の同居する家族や親戚等が島外から帰宅した場合、児童生徒の発熱の有無や体調（咳、だるさ、息苦しさ等）を確認し、感染のおそれがある場合は2週間の自宅待機（取扱いは「出席停止」）とします。感染のおそれがない場合は、毎朝の検温、マスク着用を義務付けた上で登校させても構いません。

3 今後の対応について

町内全ての小・中学校で同様の判断を行います。

(1) 児童生徒が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合

診断を受けてから徳之島保健所（以下「保健所」）や医療機関の判断により定められた期間、自宅待機とします。

(2) 児童生徒が、濃厚接触者に特定され、PCR 検査等を受ける場合

結果が陽性・・・保健所や医療機関の判断により定められた期間、自宅待機

結果が陰性・・・保健所や医療機関の判断により定められた期間、自宅待機

(3) 児童生徒が、家族の判断などにより健康管理のため PCR 検査等を受ける場合

結果が陽性・・・保健所や医療機関の判断により定められた期間、自宅待機

結果が陰性・・・通常どおり登校

(4) 児童生徒の同居家族等が、濃厚接触者に特定され、PCR 検査等を受ける場合

結果が陽性・・・児童生徒が濃厚接触者となるため、(2)の対応

結果が陰性・・・結果が出た日の翌日から3日間の自宅待機

※ その他、上記以外にも御心配なことがありましたら、学校へ御連絡ください。

4 当面の学校行事で日程変更を行うもの（生徒関係分）

- ・ 3年実力テスト
- ・ 生徒総会
- ・ 1年集団宿泊学習
- ・ 3年職場体験学習

5 その他

- (1) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を子供たちに理解させるとともに、長時間自宅で過ごすことによるストレスの軽減を図っていただけるとありがたいです。
- (2) 5月10日（月）から学校が再開される予定ですが、マスク等の感染防止対策と毎朝の検温等を行い、体調がすぐれない場合は登校しない等の措置を講じてください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等が決してないように御家庭でも話題にしてください。